

各介護サービス事業所・施設管理者 様

世田谷区高齢福祉部

介護保険課長 谷澤 真一郎

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更に伴う
介護サービス事業所・施設の対応について

日頃から世田谷区の介護保険制度にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日より感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）上の位置付けが「新型インフルエンザ等感染症」から「5類感染症」へ変更される予定となっておりますが、国からは感染症法上の位置付け変更後も、高齢者施設等における感染対策の徹底を当面継続することが示されております。区では、これまで国の通知等に基づいた感染対策の徹底をお願いしてまいりましたが、引き続き国の通知等を踏まえた対応をお願いいたします。

記

1 介護サービス事業所・施設の対応について

国の通知等を踏まえた感染症に対する基本的な感染対策の徹底をお願いいたします。

2 国の通知について

(1) 高齢者施設等における感染対策等について

令和5年4月18日付介護保険最新情報V o 1. 1 1 4 6にて、「高齢者施設等における感染対策等について」が示されておりますので確認をお願いします。

(2) 従事者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の就業制限について

令和5年4月14日付「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付け変更後の療養期間の考え方等について（令和5年5月8日以降の取扱いに関する事前の情報提供）」にて考え方が示されております。

3 国の通知の区ホームページへの掲載

区ホームページ

<https://www.city.setagaya.lg.jp/mokuji/fukushi/003/005/006/010/002/d00184375.htm>

区ホームページ（トップページ）の上部にある検索バーに184375を入力して検索すると、該当ページを直接ご覧になれます。

4 区ホームページ「新型コロナウイルス感染症の5月8日以降の取扱いについて」

5月8日以降の取扱いの情報を掲載しています。

区ホームページ（トップページ）の上部にある検索バーに203532を入力して検索すると、該当ページを直接ご覧になれます。